

散逸許さぬ手だて急務

公文書の管理

官房長官の私的諮問機関「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」がこのほど、公文書の保管の在り方や散逸防止策について提言をまとめた。提言を踏まえ、政府は本年度中に具体的な取り組みを始める。歴史的文書でもある重要な公文書を将来の国

民に残し、伝えることができる確かな手だてを求めたい。重要な行政文書は、最長三十年間の保存期間の後、国立公文書館が保管することになっている。しかし、どの文書を移管するか基準はあいまいで、判断は各省庁に任せられる。体系的な収集とはほど遠い現状だ。たとえば、三十年間の保存期間が過ぎた一九六〇年代の国民所得倍増

計画や全国各地の公害問題、大学紛争に関する政府の文書資料は断片的にしか見当たらないという。

ここ数年の中央省庁の統廃合に伴い、大量の行政文書が廃棄された可能性は大きい。進行中の市町村合併でも歴史資料としての公文書の散逸が心配される。提言は、地方の公文書保存を考える一助にもなる。

一方で、提言は「公文書館なくして民主主義なし」の理念で発達した海外の公文書館制度の充実ぶりを紹介している。国立公文書館の職員数の差は歴然としている。米国二千五百人、カナダ六百六十人、韓国百三十人に対し、日本は四十二人しかない。あまりにも貧弱である。

提言は、制度を支える人材育成に言及している。高度の専門知識と実務能力を備えた専門職員（アーキビスト）の養成である。収集の際に資料を評価する眼力は欠かせない。早急な制度導入を望みたい。

公文書を省庁横断的に集中管理する「中間書庫」構想も評価できる。重要な公文書の散逸を避けるため、文書の保管期限前に国立公文書館が

集中管理する手法である。本館への移管までの間、保存しつつ評価や選別することが可能である。

電子政府化に伴い、電子媒体に保存された公文書の管理の在り方も検討すべきだ。媒体の多様化は今後も予想されるためだ。せつかく公文書を記録したフロッピーは収集できたのに、文書を読み出す機器は型が古くて手に入らなかったという笑えない話も現実にあったぞうだ。

情報公開と公文書の適正な管理は車の両輪とされる。情報公開を求める国民に対して、「文書の不存在」を理由に公開を拒むケースは本来、あってはならないことだ。

薬害エイズ事件では、当時の厚生省による資料隠しがあった。最近では、警察の裏金問題での会計書類の勝手な廃棄など、公文書にまつわる不祥事は後を絶たない。

「過去の遺産は、将来の実りをもたらす種子である」。米国の国立公文書記録管理局の玄関の台座には、こう刻み込まれているという。国民共有の歴史遺産としての公文書を考える際にかみしめたい言葉だ。